

# 厚生労働省が「サリドマイド、レナリドミド及びポマリドミド製剤の院内処方薬の取扱いについて」の通知を発出－誤薬防止のため「基本の6R」の徹底を－

多発性骨髄腫の治療薬であるレナリドミド製剤について「レナリドミドの配薬手順」を遵守せず、患者氏名を確認せず別の患者に手渡し、与薬すべき患者とは異なる患者が服用した事案が数例発生しています。これを受けて、厚生労働省から「サリドマイド、レナリドミド及びポマリドミド製剤の院内処方薬の取扱いについて」(医政総発0804第1号、薬生安発0804第3号、平成28年8月4日)の通知が発出されました。

サリドマイド、レナリドミド及びポマリドミド製剤は、重大な副作用を起こす可能性のある薬剤であり、安全管理手順が定められ、行政や製薬会社を含めた体制下で厳重に管理して扱う薬剤です。

厳重管理下における取り扱いにおいて、看護職は与薬の最終行為者になることが多く、確実に安全な与薬が求められます。医薬品を安全に与薬するために、誤薬防止のための6R【正しい患者、正しい薬、正しい目的、正しい量、正しい用法(経路)、正しい投与時間】の確認を徹底しましょう。特に、与薬しようとしている薬が、与薬しようとする患者の病態などと合っているかどうか、与薬直前にもう一度確認を行ってください。さらに、本事例のように重大な副作用を招く可能性のある薬剤は、決められた手順を守ることを徹底して下さい。

看護管理者、医療安全管理者は、確実に安全な与薬ができるような業務手順になっているかといった見直しを行うとともに、手順を守る上で必要な環境が整っているか、業務全体に無理がないかといった点について、いま一度見直しを行ってください。

本通知は、厚生労働省HP(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-Iyakushokuhinkyoku/0000132482.pdf>)に掲載されています。事故事例の経過や原因、院内で整備しなければならないことなどが記されていますので、確認してください。